

〈日本陸水学会会計監査内規〉

第1条（目的）

この内規は、日本陸水学会会則（以下「会則」という）第25条の規定に基づく、日本陸水学会の会計監査（以下「監査」という）の実施について必要な事項を定め、もって会計経理の適正化を図ることを目的とする。

第2条（監査）

監査の実施は会則第9条の規程に基づいて、会計監査に選出された会員（以下「監査委員」という）が行う。

第3条（監査事項）

監査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- 一 予算決算に関する事項
- 二 収入支出に関する事項
- 三 物品に関する事項
- 四 旅費に関する事項
- 五 帳簿及び証拠書類に関する事項
- 六 その他会長が必要と認める事項

第4条（監査の時期）

監査は、年度終了後速やかに実施するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、その都度実施することができる。

第5条（監査の実施）

監査委員は、監査の実施日・実施場所などを定め、会計幹事を出席させて監査を実施しなければならない。なお、会長または監査委員が必要と認めるときは、他の者を出席させることができる。

第6条（監査の立会等）

会計幹事は、帳簿、証拠書類その他必要な書類等を整備し、監査に立ち会わなければならない。

第7条（監査の報告）

監査委員は、監査の終了後、速やかに監査結果の報告書を作成し、会長に提出しなければならない。

第8条（是正改善の措置）

会長は、監査の結果、会計経理に関し是正改善の措置の必要があると認めたときは、ただちにその措置をとり、または幹事長に対しその措置をとることを求めなければならない。

第9条（その他）

この内規に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この内規は、2007年9月12日から施行する。